

義務付け・枠付けの見直しについて

原口地域主権推進担当大臣のリーダーシップの下、義務付け・枠付けの見直しについて進展があったことは歓迎するが、第3次勧告で指摘された義務付け・枠付けの見直しのうち、昨日公表された各府省からの回答結果では、地方要望分については、勧告どおりの見直しは約4分の1であり、約4割はゼロ回答となっている。

特に、国民に身近な項目については、

- ・ 保育所については、人員配置基準等は、自治体が「従うべき基準」として残し、居室面積基準は東京等に限り一時的措置として「標準」とする
- ・ 公営住宅の入居者の収入基準は現行どおり残す

と回答されるなど、地域主権時代においても地方を信頼せず、あくまで国の管理下に置く姿勢がかなり残っている。

第二期地方分権改革は、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進するとの基本理念のもと進められてきた。また、政府は「地域主権」を確立し、地域のことは地域が決める、活気に満ちた地域社会をつくることを理念に掲げている。こうした点から言えば、今回の回答については、このような理念は感じられない後退した内容と言わざるを得ない。

義務付け・枠付けの見直しの成否は、政府の掲げる地域主権の確立に向けた今後の改革の試金石となるものであり、鳩山総理大臣、原口地域主権推進担当大臣の強いリーダーシップの下、対象となる全条項について各府省からの回答内容を明らかにするとともに、廃止または地方の裁量を拡充する見直しを実現するよう再度強く求める。

平成21年11月6日

全国知事会

地方分権推進特別委員会委員長

山田啓二